

中野区バリアフリー
交通安全特定事業計画
中野地区

平成28年2月
東京都公安委員会

中野区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「中野地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、中野区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「中野地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	都道 420 号線	中野通り	中野 3 丁目 33 番先から 新井 1 丁目 11 番先まで	J R 中野駅	スマイルなかの、 なかのサンクオー レ、中野サンプラ ザ、中野マルイ
②	主要地方道 25 号 線	早稲田通り	中野 4 丁目 3 番先から 野方 1 丁目 29 番先まで		東京警察病院、 中野都税事務所
③	主要地方道 25 号 線	早稲田通り	新井 1 丁目 11 番先 中野 5 丁目 41 番先まで		ダイソーアオヤマ 中野早稲田通り店、 中野ブロードウェ イ、商工会館
④	都道 433 号線	大久保通り	中野 2 丁目 28 番先から 中央 4 丁目 43 番先まで		中野区保険所
⑤		南口駅前広場	中野 5 丁目 31 番先から 中野 2 丁目 30 番先まで		
⑥	区道 22 - 20、 22 - 60	けやき通り	中野 4 丁目 9 番先から 中野 4 丁目 8 番先まで		中野区役所 中野サンプラザ
⑦	区道 22 - 90		中野 4 丁目 9 番先から 中野 4 丁目 14 番先まで		中野税務署
⑧	区道 22 - 80		中野 4 丁目 8 番先から 中野 4 丁目 1 番先まで		中野区役所、 中野サンプラザ
⑨	区道 22 - 70、 22 - 450		中野 4 丁目 1 番先から 中野 4 丁目 23 番先まで		中野四季の森公園
⑩	区道 22 - 40		中野 4 丁目 6 番先から 中野 4 丁目 3 番先まで		なかのサンクオー レ
⑪	区道 22 - 60		中野 4 丁目 11 番先から 中野 4 丁目 7 番先まで		中野体育館
⑫	区道 22 - 460		中野 4 丁目 22 番先から 中野 4 丁目 12 番先まで		東京警察病院
⑬	区道 24 - 580		中野 5 丁目 62 番先から 中野 5 丁目 50 番先まで		ライフ中野駅前店

⑭	区道 24 - 610		中野 5 丁目 64 番先から 中野 5 丁目 56 番先まで		
⑮	区道 24 - 570		中野 5 丁目 66 番先から 中野 5 丁目 67 番先まで		
⑯	区道 24 - 570		中野 5 丁目 58 番先から 中野 5 丁目 59 番先まで		
⑰	区道 24 - 570、 24 - 630		中野 5 丁目 57 番先から 中野 5 丁目 42 番先まで		中野共立病院
⑱	区道 24 - 560		中野 5 丁目 68 番先から 中野 5 丁目 56 番先まで		
⑲	区道 24 - 550		中野 5 丁目 68 番先から 中野 5 丁目 52 番先まで		ダイソーアオヤマ 中野早稲田通り店、 スマイルなかの、中 野ブロードウェイ
⑳	区道 24 - 100		中野 5 丁目 31 番先から 中野 2 丁目 9 番先まで		島忠中野店、中央図 書館なかの Z E R O
㉑	区有通路 24 - 101		中野 2 丁目 12 番先から 中野 2 丁目 23 番先まで		中野区産業振興セ ンター
㉒	区道 24 - 120、 24 - 130		中野 2 丁目 9 番先から 中野 2 丁目 4 番先まで		紅葉山公園 中野年金事務所
㉓	主要幹線区道 4 号	もみじ山通り	中野 1 丁目 58 番先から 中野 2 丁目 1 番先まで		紅葉山公園 中野年金事務所
㉔	区道 23 - 30、 23 - 50		中央 4 丁目 53 番先から 中央 4 丁目 58 番先まで		桃園区民活動セン ター
㉕	区道 23 - 10、 23 - 20		中央 4 丁目 60 番先から 中央 4 丁目 59 番先まで		中野総合病院
㉖	区道 24 - 20		中野 2 丁目 25 番先から 中野 2 丁目 28 番先まで		中野郵便局
㉗	区道 24 - 30		中野 2 丁目 26 番先から 中野 2 丁目 27 番先まで		
㉘	区道 24 - 40、 24 - 1020		中野 2 丁目 23 番先から 中野 2 丁目 27 番先まで		
㉙		レンガざか	中野 3 丁目 34 番先から 中野 3 丁目 36 番先まで		中野マルイ
㉚	区道 22 - 130		中野 3 丁目 36 番先から 中野 3 丁目 31 番先まで		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	都道 420 号線	横断歩道の整備	平成 28～32 年度
②	主要地方道 25 号線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
④	都道 433 号線	信号機の改良（音響機能の整備）、 横断歩道の整備	同上
⑨	区道 22 - 70、22 - 450	同上	同上
⑩	区道 24 - 100	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成 28～32 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

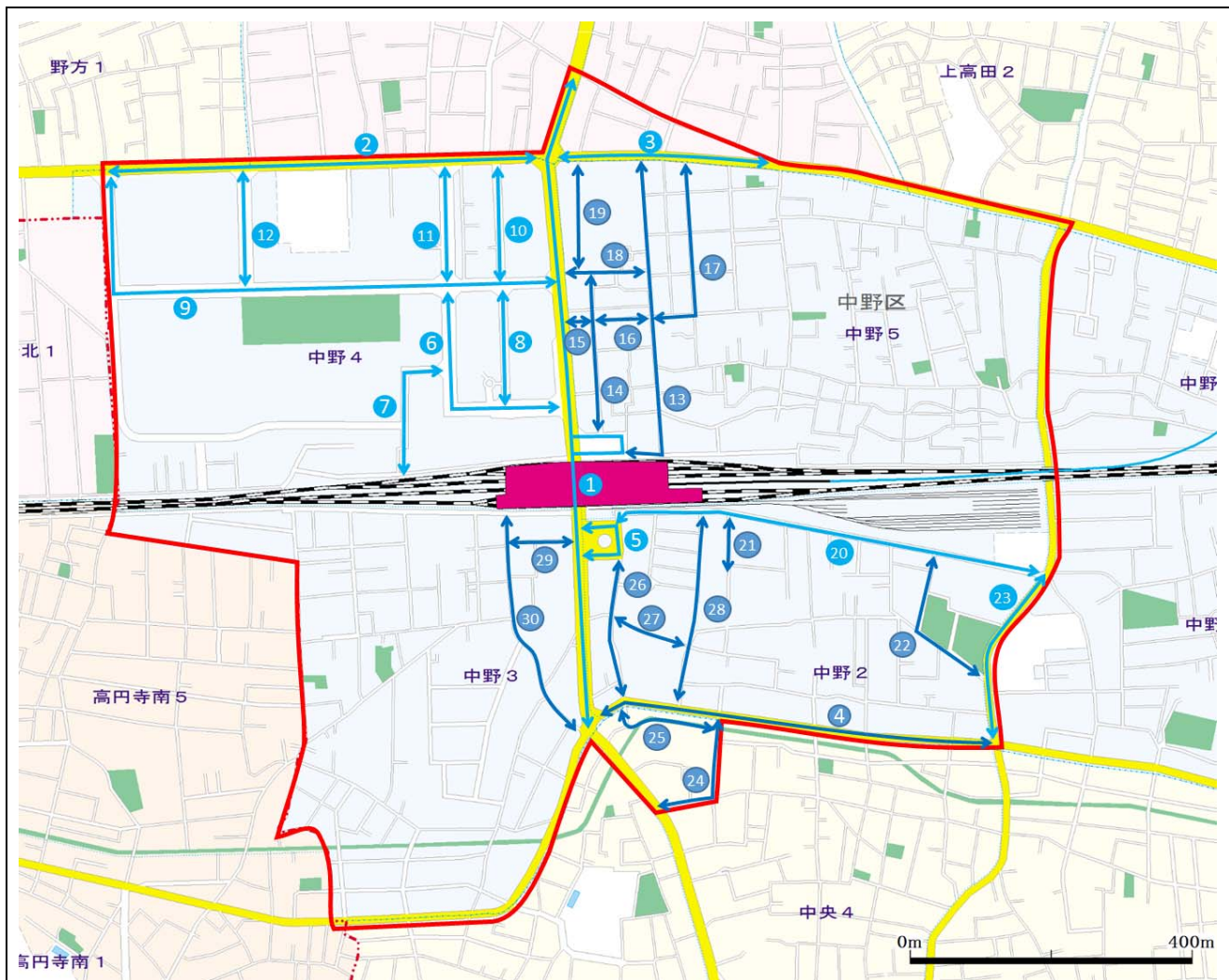
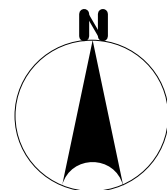
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	中野区
重点整備地区名	中野地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

- : 重点整備地区
- ⇄ : 道路の区間 (新設生活関連経路)
- ⇄ : 道路の区間 (既設生活関連経路)